

意見書案第3号

「共謀罪」の創設につながる組織犯罪処罰法改正を拙速に行わないことを
求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

平成29年4月14日

提出者	つくば市議会議員	皆川幸枝
賛成者	つくば市議会議員	木村清隆
	〃	滝口隆一
	〃	金子和雄

「共謀罪」の創設につながる組織犯罪処罰法改正を拙速に行わないことを求める意見書

政府は、2020年の東京オリンピックなどに対するテロ対策を理由として、「共謀罪」の趣旨を含む組織犯罪処罰法改正法案を、今通常国会に提出しています。既に日本国内においては、政府も認めるように、テロ防止関連諸条約13本を批准し、これに対応する現行法で、テロの未然防止、取り締まりは可能です。日本弁護士連合会によると、殺人予備罪や内乱予備罪・陰謀罪、凶器準備集合罪など57の主要重大犯罪について、未遂以前の共謀や予備の段階からの処罰が可能ということです。近代刑法では、被害が生じた場合(少なくとも犯罪行為に着手した場合)に、その犯罪行為を処罰することが原則です。この法案は、実行していなくても、相談・計画(共謀)すれば、それ自体を罪とするものです。そのため、警察が国民の内心に踏み込み、捜査することにつながり、憲法の保障する思想・良心・言論の自由など基本的人権を侵すおそれがあります。いわゆる「共謀罪」は、過去3度にわたり国会に提出されながら、そのたびに国民世論によって廃案になりました。政府は、「共謀罪」は、「組織的犯罪集団」という要件を加えるので「一般の方々がその対象になることはあり得ない」としています。しかし、これまでの国会答弁では「組織的犯罪集団」が既存の集団に限られないとしており、その定義も曖昧で、取り締まる側の恣意的な運用を禁じることができず、市民団体や労働組合等も対象にされかねません。さらに問題なのは、「話し合い・合意」に加え、犯行の「準備行為」を要件に加え、どのような行為を「準備行為」とみなすかは捜査機関の裁量に委ねられていることです。

かつての治安維持法も、「社会運動が法案のため抑圧されることはない」として成立したにもかかわらず、その後、結果的に「政府に反対した」とみなされた多くの者が処罰されるに至りました。「共謀罪」は、犯罪に関係のない国民の人権・プライバシーが侵されるとともに、モノ言えぬ監視・密告社会をつくることが強く危惧されるものです。よって、下記事項について措置されるよう強く要請いたします。

記

「共謀罪」の創設につながる組織犯罪処罰法の改正を拙速に行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年4月14日

つくば市議会

提出先 内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長